

公益財団法人沖縄県建設技術センター 構造計算適合性判定業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める公益財団法人沖縄県建設技術センター構造計算適合性判定業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、公益財団法人沖縄県建設技術センターが実施する構造計算適合性判定業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(判定手数料)

第2条 業務規程第20条に規定する構造計算適合性判定業務に係る手数料の額は、次の表に掲げるとおりとする。

床面積の合計	手数料の額
	認定プログラム以外の場合
200 平方メートル以内のもの	1 棟につき 158,000円
200 平方メートルを超え、 500 平方メートル以内のもの	1 棟につき 207,000円
500 平方メートルを超え、 1,000 平方メートル以内のもの	1 棟につき 216,000円
1,000 平方メートルを超え、 2,000 平方メートル以内のもの	1 棟につき 276,000円
2,000 平方メートルを超え、 10,000 平方メートル以内のもの	1 棟につき 349,000円
10,000 平方メートルを超え、 50,000 平方メートル以内のもの	1 棟につき 514,000円
50,000 平方メートルを超えるもの	1 棟につき 859,000円

備考

- 1 床面積の合計とは、判定を要する構造計算に係る部分の床面積の合計とする。
- 2 認定プログラムによる場合とは、法第20条第2号イ又は第3号イの規定に基づき国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる構造計算によって安全性を確かめられた建築物の場合とする。
- 3 判定手数料の額は、1棟ごとに床面積の合計によりそれぞれ算定した額を合算した額とする。ただし、一の建築物であっても構造上別棟となる場合は、構造上別棟となる部分ごとの床面積の合計によりそれぞれ算定した額を合算した額とする。

附則

この規程は、平成19年6月20日から施行する。
この規程は、平成20年5月1日から施行する。
この規程は、平成26年4月1日から施行する。
この規程は、平成31年4月1日から施行する。
この規程は、令和7年4月1日から施行する。